（郵信省認可）　（本號四面）　明治二十二年九月廿一日　（定價金二錢）

# 時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
|---|---|---|---|
| 一行ニ付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日ハ限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金入錢にして地方ハ郵送する分は此外ハ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し
來る十月一日より新聞紙の遞送税半減して一號に付五厘となりたるに付同日以後時事新報社は新報の郵送料として一箇月前金十五錢を申受る事に改定せり由て爾後郵便配達に附す可き地方にても一箇月前金六十五錢ハて新報の購讀相叶候又十月一日以後の前金既に拂込相成居候分は前記の割合を以て換算し前金の期日を繰越可申候

第二千四百十九號
明治廿二年九月廿一日　土曜日
奮曆巳丑八月廿七日（庚子）
日出午前五時二十九分　入午後五時三十九分
月出午前一時十四分　入午後三時十三分
滿潮午前二時三十六分　干潮午後二時三十六分
（西曆一千八百八十九年）

## 時事新報

### 鐵道の利用を客む勿れ

凡そ世界各國中ハて土地の割合に人口の多きは歐洲にて英吉利、白耳義、亞細亞洲にて支那の東岸幷に我が日本國にして日本の土地ハ比例して人口の稠密あるは世界屈指の隨一なりと云ふ可し且つ我國の形勢は山多くして平地少おく封建の城下都邑の如きは何れも皆人の住居ハ便利なる平地を求めて群を成したるものにして此處ハ一群、彼處に一群、相互に掛離れてポツ〳〵散在する其趣を喩へて云へば日本國中到る處、多少の距離（多くは山坂）を隔て合ひて人を貯ふる池あるが如し然るに今一線の鐵道を以て此都邑と都邑とを聯接するハ池と池との間に一條の水路を通じたるの姿ハして池中の人ハ魚の如く爭ふて此の水路に由り此れより彼れに往復するハ即ち自然の勢にして日本の鐵道ハ特に乘客多きの由緣ならん先年各地方にて鐵道發起の談ありし時、斯かる土地柄ハ鐵道を敷きて果して收益の見込ある可きや明言し難し左れば鐵道自身の收益ハ先づ之を第二段として此鐵道敷設に伴ふ地價の昇騰、事業の振起、將た土地一般の繁昌等間接の利益を期したる方大丈夫あらんかと思案したる人々もありしが扨て其功を竣りて實地の營業ハ取り掛りて見れば前條陳述の次第にて荷物も少なからずして乘客ハ意外に多く鐵道自身の收益のみにて立派に十露盤の勘定ハ合ひ偶然の果報を收め得て頗る得意なる向きも多しと云ふ特に東海道鐵道の如きハ日本國中隨一の線路、沿道人口の稠密あるハ古來他に比類なき處にして日本外史北條氏の卷、永久元年の一段に黎明、泰時帥二十八騎」而西、行三日得二十萬騎」、自東海道進とあるを見ても其地方繁華の由て來るみと甚ざ遠きを知る可し左れば東海道鐵道は所謂目抜きの線路にして今日の實際に於ても乘客の數ハ甚だ多く時としては其多きが爲め客の需要に應じ兼ねて後れて來る人々を謝絶し之を次回に廻ハす等の混雜もあり鐵道の營業盛なりと云ふ可し國の爲めにも鐵道家の爲めにも誠ハ結構千萬なれども我輩の不審に堪へざるハ斯くまでに繁昌する鐵道が午前に二回、午後に二回、發車を一日四回に限りて乘客の不便を顧みざる事なり比較を歐米諸國ハ取るハ固より無用ならんかおれども凡そ彼の國中にて東海道に匹敵するやうの境所柄ハは少くも二三條の別線路ありて一日幾回となく往復して乘車賃を減じ取扱方を改め客の便利を謀りて止まざるを常とす然るに今我が東海道は何を申すも一線路にして往復の旅客を一手に引受け心安き營業の位地ハ立つものあれば實めて發車の度數を增し一日四回を六回とし若くハ八回として人の便利を謀るみそ營業の本意なれ或ハ發車の度數を增せば營業費を增す可しと云ハんか車の通行が多ければとてレールが磨滅す可きにも非ず石炭の消費、機關師の增員、多少の物入りハ勿論なれども物入りの一點のみに着目すれば四回の發車を三回にし若くハ之を二回ハして利益ある可きやと云ふハ決して然らず兎に角に既に鐵道を敷設して其利用を許すからには多き乘客の便利を期し多々ますます〳〵之を鮮せずして事務の擴張を怠る可らず即是れ商賈の事なり我輩試ハ此事を擧げて之を其道の人に諮問すれば營業匆々不手廻りにして機關車の數が間ハ合はず、存じながらハ斯くの次第など答ふれども機關車が間に合はざれば何んぞ之を調達せざるや鐵道商賈に相應の機關車なきハは武家ハ刀劍、物の具なきと一般にして職業ハ覺し相濟まざる次第ありて夫れとも實際不行屆とあれば止むを得ず一時の彌縫策として上等の列車を廢し之に易るに中下等を以てするも多少の便利を增すハ足る可し今の上等車を見るに下等二三十人を容る可き場所ハ僅ハ二三人の上客を載せ其運賃を問へば上等ハ下等の三倍なりと云ふ一人をして十人の席を專らにせしめ鐵道の會計に納る所の金ハ僅ハ三人分より多からず、一にして七を損し空く空車を運轉して鐵を失ふが如き決して商賈の事ハあらず或ハ百事整頓の後には上等列車も不利と知りながら鐵道の體裁に要用ある意味もあらんなれども今日の處ハ未だ體裁を云ふに遑あらず差向きの急として乘客一般の便利を謀るみと緊要なる可し況んや鐵道の會計ハ利する所あるに於てをや上等列車ハ當分の間、廢す可きものなり以上所記ハ單に局外の評論にして多少僭越の條もあらんが當局者に於ては實際其邊を斟酌して成る可き丈けの手順を整へ日本第一の鐵道たる東海道の線路に於て乘客の需要が發車數に超過し自然その不便の條を增して營業者ハ鐵道の利用を客ひハは非ずやおど漫然たる局外の批評を招かざらんと我輩の敢て忠告する所あり

## 時事新報

### 雜報

○横濱の路問委員　昨二十日より農商務省に於て開く商法會議所條例諮問會ハ横濱より出席する委員ハは小野光景大濱忠三郎の二氏なりと
○内務官吏及給仕の義捐金　内務省の高等官ハは先に水害地へ義損金を出せしが今度同省各局の屬官幷ハ給仕に至る迄水害地罹災人民へ救恤金を義捐せんと目下取纏め中なりと
○留會津藩士族の就產金　從來各黨派に分裂して軋轢の中に彷徨ひて決着せざりし舊會津藩士族の就產金一件も今度漸く協議整ひ各派總代の諸入費ハ福嶋縣廳及び大藏省への預金十萬圓の利子中にて支辨するに決したるに依り同縣知事ハは去る十四日縣令乙第七號を以て左の通り布達し又右十萬圓の外にて二萬五千圓ハは各派請願の通り目下正金を以て夫々下渡中なりといふ
舊會津藩士族就產金の義今般特別の詮議に依り就產基本として當廳預金五萬圓幷ハ返納準備金五萬圓合金十萬圓を貸下及び右に當する利子同時ハ下渡候條北會津、南會津、耶麻、河沼、大沼、安積（西部四箇村實輪「福良、赤津、耶形」新潟縣東蒲原の七郡内現住舊會津藩士族の協議を以て就產方法を設け出願すべし
○火夫志願者の試驗　新橋鐵道局にては明廿二日午前八時より火夫志願者三十餘名の試驗を執行するよし
○英國軍艦　イムペリアス號ハは去る十八日午後九時函館より横濱に入港したりと
○汽船山城丸の布哇行　日本郵船會社の汽船山城丸ハは第九回布哇出稼人を載せ去る十八日正午十二時を以て同國へ向け横濱を出帆したるが其人員ハは都合一千四名にして内山口縣男四百人女百人、廣嶋縣男三百九十九人女百人、福岡縣男三人女二人にして外ハ上等船客十一名あり扨斯る多人數の船客ハして航海日數往復四十日間の豫定なれば一萬尾、白米二百石、砂糖樽、茶二百斤、砂糖干物類二千斤、豆腐千三百斤、黑芋三千斤、葱三百斤、牛蒡其他數十品ハして搭載したる由同船ハして出帆する筈なり
○猪苗代地方の水流に小野川、秋元、毎に崩土を決壞し等を損害せしこと十一日の大雨にも琵澤の崩土が雨の爲め其の水ハは各地ち吾妻村にては田反一畝十二歩、浸所、防堤決潰二箇所、九反二十七歩、畑流失一戸、倒家二戸、橋流失二箇所、長凡二百間、千里町四反六畝歩、宅輪村ハては田四町二十八戸、橋二箇所、り此他の小破損ハは拔師が實檢の上地なりし堤防の件もるべしと云ふ
○天龍川大洪水の洪水よりも一層依れば數十年此の上に其詳細を報道せめ非常に出水し各ち至りたるを以つ手に〳〵水防道具其防禦ハ盡力したハは追々增加するし居たるが遂に製にて最も堅牢の堰ち舊堤塘を破壞一色村、中野町村りスハ大變ありと力を盡せしも其甲防夫一同は早やもあらせず遂に何にらハは以つて怡かも海嘯の押し溢れ出で一色、中大浦、大村、橋羽、越ハて馬込ハ達ハ是より先き濱松全防夫を初め最寄

一條ニ依リ内國ニ於ル發賣頒布ヲ禁止シ且其新聞紙ヲ差押フヘシ
明治廿二年九月二十日　内務大臣伯爵松方正義

○牛疫　清國烟臺市中ハては去月二十日頃より同國人の飼養する乳牛中に一種の傳染病を發し僅々十日を出てさるに斃死するもの二十五六頭の多きに及ひたりとのみとなりしか該病ハは遂に當芝罘居留地に侵入忽ち獨逸人某飼養の乳牛三頭を斃したり其病狀を察するに初め四足ハ痙攣を起し御御煩悶稍々久しくして腹部漸々膨脹し其大さ恰も平常ハ二倍するか如し姑くして鼻口より糞汁樣の黃液を流出す時に苦悶ハは一層甚しきを加へ蜿轉絶叫須臾ハして口中より少許の黃沫を吐きて斃死せり右の病根ハは未だ詳知する能ハはされとも斯く耕牛に少くして乳牛に多きハは其飼料の重ある豆粕の中毒ならんと言ひ或ハは居留地外清國人の墓地に生ずる蒲樣の草を食し之か不消化より腹部に膨脹を來たせしもの歟らんとも言へり左れと昨今ハは病勢大ハ衰へ隨て斃牛の數も稍々減少せし方ありと去月三十一日附を以て在芝罘本邦領事館より報告あり（外務省）
○新發明救難用空氣銃の效用　近頃アルチアルウサンある者の發明に係る海上遭難人救助用に供する空氣銃を製了し既に英國ウールウサックに於ける兵器製造所ハは於て同銃の發射を試驗し充分の好結果を得たりと云ふ即ち同銃ハは海上の驚破船又ハは破船のため巖礁等に泳著したる者ある場合に於て暴風高浪のため速に救助船を通むるみとを得さる時に當り急ハ同銃を放ち之に裝塡せる繩紐の射達して連絡を通し以て遭難人を救揚するにあり又屋内失火の際ハは於ても亦同銃を樓上ハは於ける窓間ハは向けて放ちて繩紐を打上ハけ以て樓上に於ける人の危急を救ふみとを得へし該銃ハは長さ四呎、口徑一吋と四分の一、總重量五十封度に過きさるも其發射力ハは四百碼の所ハは達すへく而して一挺の價ハは十五磅なりと云ふ（本年七月二十三日露國兵事新聞）

## 雜報

○横濱の路問委員　昨二十日より農商務省に於て開く商法會議所條例諮問會ハは横濱より出席する委員ハは小野光景大濱忠三郎の二氏なりと
○内務官吏及給仕の義捐金　内務省の高等官ハは先に水害地へ義損金を出せしが今度同省各局の屬官幷ハ給仕に至る迄水害地罹災人民へ救恤金を義捐せんと目下取纏め中なりと
○留會津藩士族の就產金　從來各黨派に分裂して軋轢の中に彷徨ひて決着せざりし舊會津藩士族の就產金一件も今度漸く協議整ひ各派總代の諸入費ハは福嶋縣廳及び大藏省への預金十萬圓の利子中にて支辨するに決したるに依り同縣知事ハは去る十四日縣令乙第七號を以て左の通り布達し又右十萬圓の外にて二萬五千圓ハは各派請願の通り目下正金を以て夫々下渡中なりといふ
舊會津藩士族就產金の義今般特別の詮議に依り就產基本として當廳預金五萬圓幷ハ返納準備金五萬圓合金十萬圓を貸下及び右に當する利子同時ハ下渡候條北會津、南會津、耶麻、河沼、大沼、安積（西部四箇村實輪「福良、赤津、耶形」新潟縣東蒲原の七郡内現住舊會津藩士族の協議を以て就產方法を設け出願すべし
○火夫志願者の試驗　新橋鐵道局にては明廿二日午前八時より火夫志願者三十餘名の試驗を執行するよし
○英國軍艦　イムペリアス號ハは去る十八日午後九時函館より横濱に入港したりと
○汽船山城丸の布哇行　日本郵船會社の汽船山城丸ハは第九回布哇出稼人を載せ去る十八日正午十二時を以て同國へ向け横濱を出帆したるが其人員ハは都合一千四名にして内山口縣男四百人女百人、廣嶋縣男三百九十九人女百人、福岡縣男三人女二人にして外ハ上等船客十一名あり扨斯る多人數の船客ハして航海日數往復四十